

## 別紙 13 参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「中部 2 飛騨樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 中部森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（１）から（13）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
  - （１） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
  - （２） 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - （３） 契約年度を含む全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の種類「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
  - （４） 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において東海・北陸を選択している者であること。
  - （５） 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 3 年 3 月 31 日）9（２）に規定する手続きに該当する手続きをした者を除く。）でないこと。
  - （６） 契約年度の前年度以前 15 ヶ年度内に元請又は下請として完成・引渡し完了した以下に示す同種の事業を実施した実績があることを確認された者であること。  
同種の事業：地拵、植付、下刈、つる切、除伐、保育間伐（存置型）、保育間伐（活用型）、治山本数調整伐等  
また、発注対象事業と同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の 2 年

間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合には、契約しようとする者の 2 ヶ年度の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上の者であること。なお、共同事業体構成員としての実績は、出資比率 20%以上の事業に限る。

- (7) 発注対象事業に配置を予定する技術者にあつては、契約者が直接雇用する技術者であるとともに、契約年度の前年度以前 15 ヶ年度内に元請又は下請として完成・引渡しが完了した同種の事業に 3 ヶ年度以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。また、共同事業体構成員としての実績は、出資比率 20%以上の事業に限る。
- (8) 当該事業の実施に必要な資格等（作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、伐木等機械の運転業務特別教育修了者等）を有している者を配置できること。
- (9) 契約時に中部森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号）及び「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 松くい虫防除のための薬剤散布、獣害防除のための忌避剤散布（水和剤等）の事業については、実施上の責任者が以下の研修を受けている又はいずれかの資格を有していること。
  - ① 当該地方公共団体が指定する研修（講習）を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格。
  - ② 当該地方公共団体が認定する農薬管理指導士等。
  - ③ 緑の安全管理士。
  - ④ 技術士（農業部門・植物保護）。
  - ⑤ ②～④に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格。
- (12) 以下に定める届出を行っていない事業者（届出の義務がない者を除く）でないこと。
  - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その

写しの提出をもって、これに変わることが出来る。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、中部森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。